

契丹隸字考

—女真文字の源流—

豊田五郎

目次

第一章 漢文資料

第二章 中國参考文献

第三章 邦文参考文献

第四章 契丹綴字資料

第五章 故太師銘石記の評価

第六章 錦西墓誌の出土

第七章 契丹大小字の新解釈

第八章 契丹隸字の訳説

第九章 錦西墓誌訳説のかぎ

第十章 銅數日付の分類

契丹隸字考 豊田印

附錄
千年年次と月建支号代
女真文字よりの復元
故太師銘石記の日付
G F E 夏曆月建表
A 契丹隸字訳説
B 錦西漢文墓誌
C 同上試訳
D 契丹語の一接尾語
E 契丹語の接尾語
F 契丹語表
G 契丹語案
H 契丹隸字解説
I 読(案)
J 錦西漢文墓誌
K 契丹文墓誌
L 語表
M 語
N 文
O 墓誌
P 錦西墓誌
Q 読
R 文
S 墓誌
T 語
U 表
V 文
W 墓誌
X 語
Y 文
Z 墓誌
〔〕(闇論文より)

圖版二

はしがき

八、九世紀の蒙古高原は、興安嶺の西辺に到るまでトルコ族に占拠され、トルコ語や突厥文字が使用されていたが、唐書の記載では「契丹突厥不同類」であつたという。

遼河伊通河以東満洲の森林沃野地帯に住んでいたのは、後の満州族の祖をなす赫連（ハクニ、突厥碑文では Böklí）・女真族で、ツングース系の言語を話し、その中間地帶興安・遼西・熱河の松漠に居た契丹・奚・室韋とは異つていたことを文献は記載している。北風揚沙錄（説郛卷二十五所収）「（女真）与契丹言語不通」や旧唐書卷百九十九北狄伝「室韋者契丹之別類也」参照。

今の蒙古族は黒竜江上流域によつた室韋の一派であつたことが知られているので契丹・奚・室韋はみな蒙古系の言語を用いていたことは疑いあるまい。

契丹（キタイ、突厥碑文では Qitay）はその建国した九一〇年に漢字の隸書に基き製字したこと、九一五年頃ウイグルの影響で小字をつくり、さきの大字と併用したことが伝えられているが、大小字の实物については一致した説がなかつた。

本文は一九三九年及一九五一年に中国で発見された新資料及びそれについての中国学者の研究を紹介し、特に日付について契丹文字に対応する漢字を推定しこれに訛読を試みたもので、一九五七年に閻万章が摘出した二十余字を修補して四十五字を一通り意訛することが出来た。私は大字小字の混乱している現状に鑑み、慶陵哀冊の文字を契丹綴字、新発見の別種文字を契丹隸字と名付け区別することとした。後述のように隸字が先に作られた大字で、綴字が小字であることは、殆ど間違いないく、従来の大字小字論争も本文を以て終止符が打たれる筈である。

金史卷七十三列伝第十一の完顏希尹伝に

「金人始無文字。國勢日強、与隣国交好、通用契丹字。後太祖命希尹、撰本國字、備制度。希尹乃依漢人楷字、因契丹字制度、合本國語、製女直字。天輔三年八月字書成。太祖大悅、命頒行之」と明記してあるにも拘らず不思議にも慶陵哀冊即ち契丹綴字は女真文字と異つた系統のものであることが既に説かれて来たが、契丹隸字は同時代の契丹綴字より遙かに漢字的で後代の女真文字に類似しており、私はこれが女真文字の母体となつたミッシングリンクではないかとひそかに推察している。

第一章 資 料 集

漢文拾遺「以下漢用漢字」と称する」

甲 遼史卷二太祖紀下

神冊五年（九一〇年）春正月乙丑、始製契丹大字、九月壬寅、大字成、詔頒行之。……

天贊三年（九一四年）九月丙申朔……甲子、詔礮闕ビルダ可汗故碑、以契丹突厥漢字紀其功。

乙 王溥（九二二—九八二年）五代会要（九六一年）卷二十九

契丹本無文記、唯刻木為信、漢人陷番者、以隸書之半、就加增減、撰為胡書、同光（九二三年）之後、稍稍有之。

丙 宋人歐陽修（一〇〇七—一〇七二年）新五代史卷七十二、四夷附錄第一

宋人葉隆礼 契丹国志卷二十三、國土風俗

至阿保機稍並服旁諸國而多用漢人、漢人教以隸書之半、增損之、作文字數千、以代刻木之約。

丁 元末人陶宋儀 書史會要（一三七六年）卷八

遼太祖耶律氏、諱億、字阿保機、小字啜里只、多用漢人、教以隸書之半、增損之、製契丹文字數千、以代刻木之約、其字如嬖朕也、勅支走田馬姥急之類是也。

戊 清人趙翼 二十二史劄記卷二十九

永樂大典引 秦再思 紀異錄

渤海既平、乃製契丹大字三千余言。

己 契丹國志卷一 太祖紀

渤海既平、乃製契丹文字三千余言。

庚 遼史卷六十四表二 皇字表

德祖六子第三、迭刺字雲獨昆、天顯元年（九二六年）為中台省左大相、性敏給。太祖曰「迭刺之智卒然罔功吾所不及、緩以謀事不如我」。回鶻使至、無能通其語者、太后謂太祖曰「迭刺聰敏、可使遣迓之」。相從二旬、能習其言與書、因制契丹小字、數少而該貫。

辛 葉昌熾 語石卷八

今以歷代國書碑証之、契丹書最少、潘文勤師曾得一雙鉤本、筆画繁重、如以漢文兩三字合成一字。

壬 宋人洪邁（一二二三—一二〇二年）夷堅志內集十八卷 契丹誦詩

契丹小兒初讀書、先以俗語顛倒其文句而習之。至有一字用兩三字者。頃秦使金國時、接伴副使祕書少監王補、每為予言以為笑。如「鳥宿池中樹、僧敲月下門」兩句、其誦時則曰「月明裏、和尚門子打、水底裏、樹上老鴟坐」大率如此。補錦州

人亦一契丹也。

癸 知上京塙鉄副使鄭恪墓誌銘

君諱恪、世為白霫北原人……君少敏達博學世俗事、通契丹語、識小簡字。……維大安六年（一〇九〇年）歲次庚午十月建
丁亥壬辰朔二十四日。

中国参考文献〔以下文1、文2と称する〕

- 1 奉天図書館（金毓黻編）「遼陵石刻集錄」全六卷。一九三四年。
- 2 羅福成「道宗仁聖皇帝及道宗宣懿皇后國書哀冊考」（奉天図書館編 同上書卷四收 一九三四年）。
- 3 李文信「契丹小字『故太師銘石記』之研究」滿洲中央博物館叢三号 一九四二年、六七—七四頁。
- 4 羅福頤「契丹國書管窺」燕京學報第三七期 一九四九年、二〇三—一四一・二六六頁。
- 5 李文信「義昌清河門遼墓發掘報告」考古學報第八冊 一九五四年、一六三—一〇一頁。
- 6 廣鼎鑑「義昌出土契丹文墓誌銘考釋」考古學報第八冊 一九五四年、二〇三—二一一頁。
- 7 劉謙「遼寧錦西西孤山出土遼墓誌」考古通訊一九五六六年二期、七一頁。
- 8 閻方章「錦西西孤山出土契丹文墓誌研究」考古學報一九五七年二期、六九—八二頁。
- 9 (附) 金光平、曾毅公「錦西西孤山契丹文墓誌試釈」考古學報一九五七年二期、八三—八四頁。
- 10 夏鼐「武威唐代吐谷渾慕容氏墓誌」一九四八年（考古學論文集收 一九六一年）九五一—一六頁・圖版二八。
- 11 葛魯貝「女真語言文字考」W. Grube; Die Sprach und Schrift der Jučen. 1896.
- 12 雁羽「錦西西孤山遼蕭孝忠墓清理簡報」考古一九六〇年二期、三四—三五頁。

邦文参考文献（※番号は宋代研究文献提要）

- * 一九五二 L. Kerwyn 平山和巳訳「遼の道宗皇帝の陵と契丹文字の最初の哀冊」収書月報七〇 昭一六、八一一頁。
- * 一九六六 今西春秋「女真字銅印」東洋史研究3巻4号 昭一三、図版四と解説。
- * 一〇一四 白鳥庫吉「契丹女真西夏文字考」史学雑誌9巻11・12号 明三一、九編九二一一九三六、一〇五四一一〇六八頁。
- * 一〇一六 羽田 亨「契丹文字の新資料」大一四 羽田博士史学論文集下収 昭三三、四二〇一四三四頁。
- * 一〇一九 村山七郎「契丹字解説の方法」言語研究17・18号 昭二六、四七一七〇頁。
- * 一〇三一 長田夏樹「契丹文字解説の可能性」神戸外大論叢2巻4号 昭二六、四〇一六六頁。
- * 一〇四四 田村実造「契丹女真西夏の文字」平凡社書道全集15 昭二九、四五一四八頁。
- * 一三九二 山路広明「契丹大字考」昭一八。浮田和民博士記念史学論文集三二三一三二二一頁。
- * 五六六三・五四大四 田村実造・小林行雄。「慶陵」一・二 昭一八。
- * 五六二一 山路広明「契丹製字の研究」昭三一。
- * 五六二二 山路広明「女真文字の製字に関する研究」昭三二。

契丹綴字資料

- | | | |
|------------|----|----|
| 一 興宗哀冊 | 碑身 | 模写 |
| 二 興宗仁懿皇后哀冊 | 碑身 | 〃 |
| 三 道宗哀冊 | 碑身 | 写真 |
| 四 道宗宣懿皇后哀冊 | 碑身 | 〃 |

- | | | |
|------------------|----------|--|
| 五 道宗哀冊 | 篆蓋 | 写真 |
| 六 道宗宣懿皇后哀冊 | 篆蓋 | " " |
| 七 大金皇弟都統經略郎君行記 | " " | " " |
| 八 八角鏡 旧朝鮮總督府博物館" | " " | " " |
| 九 円鏡 旧李王職博物館 | " " | " " |
| 十 黄釉皿 | " " | " " |
| 十一 慶陵壁画題銘 | " " | " " |
| 十二 玉盞 | " " | " " |
| 十三 魚符 | " " | " " |
| 十四 銅器銘 (下図参照) | " " | " " |
| 十五 義県清河門墓誌 | 模写
写真 | 以上「慶陵」一、二所収
ファーガスン所蔵。契丹字「皇后生日云々」 |
| 十六 泉州臨漳城出土碑石 | 拓本 | 以上遼陵石刻集録〔文1〕
東洋文庫II 16C 12 村山論文 一〇一九。
(1)天皇帝 (2)四・二月三日 (3)〇三五年
(4)亥(年)豊田試釀。 |

(1) 頌
(2) 朮
(3) 稔
(4) 扱

契丹綴字であればその終焉は次の契丹隸字資料十九や廿六と同様十三世紀に下る。恐らく西遼の亡国の後まで北アジアか中央アジアに保存されていた契丹字の名残かもしれない。

一〇三五年
(4)亥(年)豊田試釀。

「吳文良「泉州宗教石刻」一九五七年六〇頁及び一四八図に「力火」とあるのを参照。これが

契丹隸字資料

- 十七 宋人王易 燕北錄 契丹文字牌。
- 十八 元末人陶宗儀 書史会要 同上。
- 十九 成吉思皇帝聖旨牌。羽田亨 成吉思皇帝聖旨牌 # 一九六一、以上羽田博士史学論文集上一三〇—一三六頁参照。

廿 大遼大橫帳蘭陵郡夫人建靜安寺碑 満蒙昭一〇一六卷10号山下泰藏論文六二一六七頁ヰ一九五〇。拓本によるとこの碑にある釋・月・仁など数個は錦西墓誌と共通である。

- | | | |
|-----------------------|-----|------------------|
| 廿一 故太師銘石記 | 李文信 | 〔文3〕・閻万章〔文8〕 |
| 廿二 錦西西孤山出土墓誌 | 劉謙 | 〔文7〕・閻万章〔文8〕 |
| 廿三 銅印 今西竜博士所蔵 | | 今西春秋ヰ一九六六。 |
| 廿四 " 東北博物館所蔵 | | 閻万章〔文8〕 |
| 廿五 " 内蒙古自治区博物館所蔵。 | 文物 | 一九六一年九期李逸友論文六四頁。 |
| 廿六 西遼銅印 新疆省イリ・沙雅出土。文物 | | 一九五九年三期李遇春報告七四頁。 |

第二章 慶陵哀冊文字

一九二三年熱河のカトリック司祭ケルヴィンは、内蒙古パリン左旗のワールインマンハの遼の帝后陵たる慶陵から契丹文哀冊二面を発見し、その鉢写を発表した。ヰ一九五一。

一九三〇年夏には慶陵から別の契丹文哀冊二組四面が湯玉麟の息子湯佐栄の命で持出され、一九三二年に奉天で田村実造教授ら日本の学者によつて再発見されたが、王靜如及び羅福成の努力で漢字との対訳が試みられ、契丹文字が識者に知られこととなつた。篆蓋と碑身の文字の分析で、上記の哀冊は、最初の二面が興宗と仁懿皇后のもので、後の四面（篆蓋碑身各一対）が道宗と宣懿皇后のものであることが判明した。ヰ二〇四四。

田村実造博士は慶陵の契丹文字研究の成果を要約しているが、その著慶陵によるところである（豊田抄出）。

“その構成は三百余の原字から成る。原字は単独字の外二一七個を合成して一語を作る。構成法は原字二個を限度として

左から右へ左下から右下へならべるのが普通である。原字は独立のものと語頭のみのものは表意文字で、他は表音文字と考えられる。契丹文哀冊の文字の構成は、契丹語が多音節語で、名詞の格や動詞形容詞の接尾語などを示す表音文字によつて成立つてゐる点で、アルタイ語と考えられるが、母音調和を表記していない。その表音文字としての音価は、元朝秘史のような漢字音での表記に似ている。#五四六三。

契丹語が漢語と異つていたことは、夷堅志〔漢王〕に「契丹の小兒ははじめ漢文の書を読むのに、まずその俗語でその文句を顛倒して習つてゐる。例えば漢文で鳥宿池中樹、僧敲月下門という詩の句をよむのに、月明の裏に和尚は門を打ち、水の内の樹上に老鴉がとまるとする」と伝えてゐる。既に一九一二年白鳥庫吉博士は遼史、契丹國志、遼史拾遺などから契丹語を拾つて、今日のダフール語に最も似ていることを論じたが、ポッペ教授もダフール語が中世蒙古語諸方言に近く、いわば蒙古語の古形をとどめる一方言であるとした。

このように契丹族を蒙古族の一派と見て、契丹語を中世蒙古語の一方言と認めることによつて、契丹文字の解説はそのいとぐちを得た。

一九五一年順天堂大学村山七郎教授は「契丹字解説の方法」(言語研究)に於て、白鳥博士の説を土台に十世紀のはじめにウイグル人によつて突厥文字が契丹に輸入されこれが契丹文字のもとになつたといい、言語は蒙古系で表記法は突厥文字系との原則を立て、一見漢字に見える契丹文字を原字に解きほぐし、デンマークのトムセン博士により解説されているオルホン・エニセイ・タラス・東トルキスタンの各種突厥文字のアルファベットと一字宛入念に比較研究し、数十の契丹語をローマ字化し、契丹族の言語をその音価まで略復元する試みをした。#二〇一九。

yike 大契丹國
qitany orun

一九五〇年になつて李文信等が遼寧省義県清河門西山村に於て遼墓を発掘した際、発見されたものに佐移离畢蕭相公の墓誌篆蓋と契丹文墓誌があり、契丹文墓誌の文字は慶陵哀冊の文字と同じ種類のものであつた。〔文5・6〕

慶陵哀冊の契丹文字の個々の音価について、私は音素文字特に子音を当てる試みをして見た。この方法によつて、或る程度の解読は期待し得るかも知れない。(上表参照)

第三章 別種契丹文字

§ 故太師銘石記の評価

一九三九年満洲奉天の古美術店に現れた碑石を、當時建國大学教授をしていた故稻葉岩吉博士がとりあげ、盛京時報(康徳六年九月廿七日)記事に「遼聖宗統和間の益奴大師の墓誌」として報告した。この碑石に対する李文信の研究が一九四二年の満洲国立中央博物館論叢第三号に載せられているので、それをもととして記述を進めることとする。〔文3〕

文 献	兔	羊	雞	狗(犬)
遼 史	陶 里			摶 摶(原文摶)
契丹国志	淘 裏	你		訥
至元訛語	一 忽	牙	牙	牙
元朝秘史	來 諦	牙	牙	牙
華夷訛語	來 諦	牙	牙	牙
盧龍塞略	來 割紂、合贊	goinin (qoy<トルコ>)	takiya	※noqo noqai NK ₂
蒙古文語	taulai	K ₁ Y	T ₂ K ₂ Y	勿ま
翻 字	T ₁ L Y	努 ム	努 マ	
契丹綴字		努 ム	努 マ	

に刻み一行三字やどの字も約二cm以内で、四隅に夫と牡丹一株を線刻し、残りの四辺に各十二支の三つを線刻している。

拓本によると銘蓋は長さ幅各八二cm、縦横を各一本の平行雷文帯で区分して

九つとし、古の井田状である。真中の大きい区劃に漢字で故太師銘石記と二行

に刻み一行三字やどの字も約二cm以内で、四隅に夫と牡丹一株を線刻し、残りの四辺に各十二支の三つを線刻している。

銘文は幅八一cm、長さ八〇cmに四十行一行五十四字詰に書かれ、四辺には交互に花半輪を出し之を装飾している。墓誌を十二支神で飾るのは、遼人が唐の形式を襲つたもので、慶陵哀冊とその排列が逆になつてゐる。

三

李文信は十二支神排列の逆転を以て故太師銘石記偽作の一証としたが、一九四五年武威出土唐代吐谷渾慕容氏の墓誌にこれ

慶陵聖宗哀冊

		中醫景	
		丑子亥	
	戌酉申	孝文宣武皇帝	辰卯寅
犬雞猿		未午巳 羊馬蛇	龍虎

故太師銘石記

辛酉	戊子	壬寅	甲辰
軍	銘	故	猿
軍	鑄	太	雞
軍	鑄	歸	申

武威吐谷渾墓誌

	未馬日	
辰卯寅	墓城大 誌縣唐 銘主金	申酉戌
	丑子亥	

墓誌は全部異国書でたまに漢文の語句があり、数字一二三五廿百及び月日等すべて漢字をそのまま用いている。李文信はこの墓誌に就て、某殿太后が臨朝して太師が政を輔け、某年月日某州を征し、戸を収め或は掠め獲ること数百等功績が甚だ多かつたと大意を推定している。月日の上には女真文字年の第一画を除いたものを用いている。文中に漢字で

卷之三

元
て

七

•

三

等の字が読まれ、銘尾に「季渢廿五□彌十月廿二日」とあるのはこの墓に埋葬した年月に疑いない。(註十一行に季統廿□彌□月の紀年があるが遼代に長さ二十年以上の年号は聖宗の統和廿九年興宗の重熙廿二年のみであり季統と季渢は夫々統和

契丹隸字考

と重熙に当る筈である。)

その内容が漢字と変改漢字と女真小字に類似した新字及び大部分の不明の新字で成立つてゐることや、出土経緯が明確でないことがあつて李文信は之を偽物と断定したのである。

即ち「遼陵壁画」の人物の題、パリン左旗四方城墳出土黄釉皿の題字、フーガスン所蔵玉蓋の刻銘など皆筆画が簡単で、最近出土した遼大安年鄭恪墓誌の「契丹語に通じ小簡字を識る」〔漢癸〕で証明された契丹小字であつたに相違ない。

それとこれと比較すると似ても似つかず怪しむべきであるとした。〔文3〕

考古学的証拠によつて、稻葉博士説を打破した李文信のこの論文が次に述べる錦西墓誌の考古学的発見によつて十余年後には壊え去る結果となつたのは皮肉なことである。

§錦西墓誌の出土

一九五一年夏遼寧省錦西県西孤山で、村民が水源をさがして井戸を掘つていた時、一磚室墓を発見した。中から砂岩の墓誌一組と長頸瓶一つが出たが、その誌蓋は斗を伏せた形で表面内程に陰刻の蓮花文を、四周围に唐草文をつらね、裏面に漢文十二行を刻んであり、碑身は長さ六七cm幅六七cm厚さ七・五cmあり、異国書の墓誌銘十八行を刻んであるが、各行の字数はひとしくない。この墓誌銘の発見については一九五六六年劉謙の報告〔文7〕があり、一九五七年に閻万章の研究〔文8〕がある。その漢文墓誌銘の記載に大安五年とあり遼の道宗の年号であつたため、この異国書はやはり契丹文字の別種であることがわかつた。(図版1、2参照)

今錦西墓誌と故太師銘石記と比較すると、中に同じ字が極めて多く女真文字に似た年の字や漢字を襲用した月日一二三五

十等の如き、みな完全に一致しており、さきの故太師銘石記も此種契丹文字である事が立証された。「文8」

契丹文字の成立については遼史に契丹建国後まもなく太祖耶律阿保機が隸書を増損して契丹大字を作つたという。(九二〇年)「漢甲」ついで太祖の弟の迭刺は恐らく天賛四年(九二五年)に來たらしいウイグル国の使者にその言語文字を習つて契丹小字を作つたと伝えている。この小字は数少くして該貫すといわれ大字に比し少く綴音文字であろう。「漢庚」この文字や女真文字は契丹文字に倣つて作られたという。ところが文献では宋の王易の燕北録や、元末の陶宗儀の書史会要に朕勅走馬急などの漢字に対応するといわれる異様な文字が契丹文字として伝えられていただけで、立証する遺物がなくそれが大字か小字かも不明であつた。#二〇四四

慶陵哀冊が発見された時から今日迄、契丹大小字についての解釈はまちまちで、中国では相反する両説が対立し、我が国でも折衷説が出たが、決定的な根拠が欠けていた。最近錦西墓誌と故太師銘石記の契丹文字が、慶陵哀冊と全く異つた種類に属していたことがわかり、契丹文字に二つの系統が確立した。

第四章 契丹大小字の新解釈

ここで契丹文字を分類して、一覧することは有意義である。(次表参照)

グルーベの華夷訳語の分析に従うと女真文字はみなで六百九十八字「文11」で錦西西孤山墓誌の契丹文字も恐らくは五百字を出なかつたであろう。慶陵哀冊の原字より多いがその合成字より少い。

厲鼎燐は永樂大典所引紀異錄に「(九二六年)渤海既に平らぎ乃ち契丹大字三千余言を製る」「漢戊」と記載してあり、

遼史太祖紀天贊三年（九二四年）に「九月丙申朔……甲子詔してビルグ可汗の故碑をすりて契丹突厥漢字を以て其の功をしるさしむ」〔漢甲〕というのと前後矛盾する点を指摘して、紀異録の渤海既に平らぐという記事を疑い、烏古既に平らぐの誤りとしてこの事件を神冊四年（九一九年）の烏古征伐にかけている。天贊三年は天顯元年（九二六年）の渤海平定にさきだつ二年であり、製字される以前に使用されることはないからである。「文6」

そして契丹大字を三千余字と決定し、之を慶陵哀冊の合成字と結びつけたのである。

私は紀異録の記事は契丹国志に引用された方が古形と認め文中の契丹大字を契丹文字と修正することにより契丹小字と考えて見たい。そうすれば遼史の天顯元年以前に來たウイグル使者に習つた事とも抵触しない。三千余言というのはいかにも多く、契丹小字が大字に比し数少くして該貫すというのと一致しないようと思えるが、これを原字の組合せによる三千余語と解釈すれば少しも不思議でない。

又契丹小字の原字は大字に比べて數少く、一貫した法則で綴ることが可能であった。後のウイグル式蒙古字の例から考え

分類	銘石記 錦西墓誌	慶陵哀冊 郎君行記				合成字	
		音 節 字	表 意 字	原字			
				独立字	頭字		
金(毓)1934	—	小字					
稻葉 1939	小字	(大字)		—		大字	
李 1942	偽字	小字					
山路 1943	—	大字	小字				
村山 1951	—	小字		大字			
田村 1953	—	大字	小字				
厲 1954	小字	(大字)	—	大字			
閻 1957	小字	(大字)	—	大字			
金曾 1957	大字	小字					
豊田 1963	契丹隸字	契丹綴字					

て私は慶陵哀冊の原字三百余の半ばを占める表音文字は約十四種の音素文字に大別可能と考えている。約五種の母音と語尾の子音を殆ど省略しているので、同排列の異義語が多くなる。この欠点を補うためと漢字のような字のまとまりを揃えるために、音素文字の形を色々工夫して種類を豊富にしたが、同音で異原字のもの一音平均十種にも及び、それは一字で多音節をする表意文字の存在と共に、却つて契丹文字の体系を複雑で近寄り難いものとして、今日迄解読困難な原因ともなっている。

閻万章は前掲契丹文墓誌研究中に、錦西の新発見墓誌の文字を契丹小字としているが、その根拠は次の通りである。〔文8〕

- (1) 錦西墓誌の契丹文字の筆画はみな簡単で、慶陵哀冊の契丹文字は大多数が複雑なこと。
- (2) 墓誌中の契丹文字は重複使用字数が多く慶陵哀冊の契丹文字は比較的少い。遼史にいう契丹小字の数少くしてはその字数が契丹大字に比べ少いことであり、錦西墓誌は(2)の点で遼史の記載と合致する。

又知上京塙鉄副使鄭恪墓誌銘に「契丹語に通じ小簡字を識る」とあるので契丹小字の筆画が契丹大字に比して簡単であつたことがわかり、(1)の点で錦西墓誌が契丹小字であることを証明出来るという。

- 又厲鼎燾は義県出土契丹文墓誌銘考訳に於て慶陵哀冊の契丹文字を契丹大字としている。その論拠はこうである。「文6」(3) 陶宗儀の書史会要「漢」に挙げられた契丹字五個中の馬の字が道宗哀冊第三〇行に発見された。陶氏はこの字が契丹大字であることを明らかにしていないが、隸書を増損して契丹字数千を製すと説いている点から之を大字と推定している。

これらが中国学界で支配的な説であるが、以上の三点について検討すると、(1)(2)ともに慶陵哀冊の「讖文のように原字を組合わせた」一語と錦西墓誌の一子とを比較しているのでこういう結論に達したものであつて、原字単位で比較すれば慶陵哀冊と錦西墓誌の文字の筆画の繁簡及び字数の頻度は全く逆になつた筈である。(3)の点はわずか一字の合致では偶然性が伴

い決定的でない。大字と小字で同形のものが全くなかったとはいえば、その根拠は薄弱である。

一九三四年遼陵石刻集録「文1」を編集した金毓黻は哀冊の契丹文字がアルファベットを合併変化させて多くの字を作つたものと認め之を契丹小字とした。この考え方は金光平・曾毅公によつて承継された。その共著「錦西西孤山契丹文墓誌試釈」「文9」の要約が闇論文の附記として掲載されているので、ここに紹介する。この錦西の契丹文字は慶陵の契丹文字とちがつて字形は簡単で整い、女真文字と甚だ近く、製字法は直接漢字を用い、あるものは漢字の筆画を略し又は改めている。この二種の契丹文字を字形から見ると、いわゆる隸書の半ばを増損したところの契丹大字は、この錦西墓誌の契丹文字と適合しており、慶陵の契丹文字が迭刺の作つた契丹小字にちがいない。

女真文字にも大字小字の二種あり、大字は金太祖の天輔三年（一一九年）に完顔希尹が作り、皇統五年（一四五五年）に熙宗が又女真小字を作つた。今日の女真文字は大字か小字か不明乍ら、慶陵の契丹文字には全く合わず、錦西の契丹文字と酷似しているので、女真文字が錦西墓誌にあるような契丹文字と漢字の筆画を増減したものであることがわかる。

従つて錦西墓誌を契丹大字として何等差支えなく、女真文字の源流と認めることが出来る。

第五章 契丹隸字の釈読

§ 錦西墓誌釈読のかぎ

一九五一年遼寧省錦西縣西孤山の古墓で発見された墓誌に、漢文と異国書の二種があり、漢文の墓誌にはその末行に日付が記載されている。

「大安五年歲次己巳十二月一日丁酉朔二十五日辛酉日辛時葬訖」

異国書の墓誌は漢字を混用した一種の簡字体で書かれており、日付と思われるものがすべて九つある。こゝにあげたのは

その最後のもので、漢文墓誌の日付に対応することが明らかで次のように釈読出来る。閻万章〔文8〕

大安五年十二月廿五日

§ 日付の分類

墓誌日付にあらわれる異国書を数目、年月日、干支、年号に分類すると、年月日は既にのべたように^(註)歟月日であるから、この三字を区切りとして、正式の表記法は次のように分類される。

§ 数 目

数目としてあらわれた字は年に九字、月に十字、日に十八字計三十七字ある。このうち漢字起源のものはそのまま訛読可能である。そこで四、六、七、八、九の五字以外の次の数字をきめることができる。

漢字 一二三四五六七八九廿

異国書 一二三 五 十廿

さきの三十七字中重複するものと漢字起源の明らかなものを除くと次の通り六種類となり、未確定の五字に当てるには一つ多すぎること。

月は十二カ月しかなく日はすべて十乃至廿の次に出て来るので卅や百があろう筈はない。そこでどれか同一字の異体を含んでいるものと認められる。これを訛読するにはどうするか。

月 𠂇^① 𠂇^② 𠂇^③ 𠂇^④ 𠂇^⑤
日 𠂇^⑥ 𠂇^⑦ 𠂇^⑧ 𠂇^⑨ 𠂇^⑩

§ 銅 印

この異国書はどこの国の何時代のものであろうか。一九三八年東洋史研究三巻四号に今西竜博士所蔵印の一つが（女真字

銅印」として紹介されているが背面左側に刻んである字はこうである。# 一九六六

X 𠂇^⑪ 𠂇^⑫ 𠂇^⑬ 𠂇^⑭ 𠂇^⑮ 𠂇^⑯
季 紋 光 二 五 月 日

このにもやかの墓誌と似た異国書がある。女真文字の知識を以て解釈すると李は天の女真文字秃阿哩^(アリ)ト^(ア)abkaに、形をは年の女真文字秃阿哩^(アリ)aniyaによく似てるので、夫々天及び年と推定し、その他の字は漢字に基くものであるから字義通り訳読することが出来る。

天統廿二年五月 田

六朝の北齊に天統の年号（五六五年）があるが、五年のみで終つている上、女真と時代が全くかけはなれているからこれと同一視するわけにいかない。

年 代

さきに述べた漢文墓誌に大安五年歳次己巳とあつた。大安の年号は西夏、遼、金ともに使用したが、金のは短かくて五年はないので之を除外すると、西夏の惠宗大安五年は一〇七九年己未で歳次が異り、遼の道宗大安五年は一〇八九年で正しく己巳に当る。そこでこの異国書は遼代のもので契丹文字の一種であると決定出来る。漢文墓誌の前文にも大遼國と明記してある。

曾て慶陵で帝后哀冊が出土しその文字について研究が進められているが、ここに出現した異国書とは全然似ても似つかないもので、明確に区別する必要がある。

そこでいくつかの原字を組合わせる式の哀冊の文字を契丹綴字と呼び、錦西墓誌の文字を契丹隸字と呼ぶことにする。これは漢字の簡字体であり略字の性質をもつものと思われるからである。

§ 年号

遼道宗の大安五年（一〇八九年）を遡る一世紀間の年号を調べると次の如くである。

聖宗	統和	（九八三一）	廿九年
開泰		（一一〇一）	九年
興宗	太平	（一一〇二一一）	十年
	景福	（一一〇三一一）	一年
道宗	重熙	（一一〇三二一）	廿三年
	清寧	（一一〇五五一）	十年
	咸雍	（一一〇六五一）	十年
	大康	（一一〇七五一）	十年
	大安	（一一〇八五一）	十年

遼代に二十年を超える年号は聖宗の統和と興宗の重熙の二つで銅印背文Xの季紘と墓誌Iの季併が夫々これに当ると思われるが、墓誌の作られた大安五年（一〇八九年）に近い重熙が季併にふさわしく、統和を季紘に当てるに銅印背文の解釈天統とも合致する。そこで未訛読の年号は二つとなる。

季紘⑥
季併⑦
季正⑧
季石⑨
高介⑩
統和
重熙
大安
？

§ 千 支

閻万章は前掲論文「文8」で墓誌の干支にふれ、契丹語では五行で十干を代表させ、十二支獸で十二支を代表させたと考えている。

木〔甲乙〕 火〔丙丁〕 土〔戊己〕 金〔庚辛〕 水〔壬癸〕

鼠牛虎兔龍蛇馬羊猿雞犬猪

子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥

甲子年
木鼠年

乙丑年
木牛年

丙寅年
火虎年

丁卯年
火兔年

丁卯年

従つて墓誌Iの干支馬を馬と考え全文を重熙廿三 馬年五月廿□日と訳したが、果して重熙廿三年は甲午で馬の年に当るので、十二支獸を以て十二支を代表させたことは疑いあるまい。②

蒙古語満洲語を通じて十干には青赤黃白黒の五色を当てていて、その起原は女真語に遡ると思われるふしがある。山路広明氏は高麗北青城串山頂摩崖碑にあらわれる黄の例によつて、女真語の十干は蒙古語満洲語と同じく色彩を以てあらわし十二支も獸名を用いたことを考証している。又契丹語でも五色で十干をあらわしたようであるが、色そのものでなく色と関係ある金属名を用いたものと考えて、その順序は銹銅金銀鉄としている。例えば漢字の汞（水銀）から契丹字の汞（銀）が

出来たという。# 五三、# 五三

馮家昇の回鶻文写本菩薩大唐三藏法師伝研究報告（中国科学院一九五三年）にはミユラーに従いトルコ・ウイグル人の紀年法を三時期に分けている。

第一期 十二支獸紀年 鼠の年牛の年の類。

第二期 五氣（五行）を十二支獸に組合わせた。

第三期 五氣十二支獸以外に数字を加えた。

オルホン河発見の数種の突厥字碑文は第一期に当る。十二支獸のみで年を記すのは原始的で百年以内に同じ獸名の年が重つて不便なので、ウイグル人は五氣（五行）と十二支獸と組合わせ「吉祥の氣火、吉祥の羊の年」とか「光明の火、吉祥の兔年」という風にし、十二周から六十周にひろげたが、十世紀以降のウイグル字写本に屢々あらわれる。これが第二期である。

最後の段階は金光明最勝王經抄写の年代のように「大清國康熙二十六〔年〕光明ある火、吉祥ある兔の年」と記した。康熙二十六年は丁卯年で誤りがない。十二支獸で記す方法は漢人は唐代にすでに民間で使用していた。石燈台經咒幢「金石萃編」に「乾元二年歲次豕亥、月建兔卯二十六日癸亥建」とあるが唐肅宗の乾元二年（七五九年）は己亥年で猪（豕亥）の年に当つてている。

我が国で木火土金水の五氣（五行）と十二支獸の組合わせで干支を読むのも、ウイグルと全く同じ方法でその起源はやはり唐代の民間の暦がそのような方法を使用していたのに基くと考えられる。恐らく渤海國でも之を襲用し我が国にもたらしたものであらうか。

このような十世紀の事情から、契丹で五金と十二支獸の組合わせで干支を記したことは、あり得ることで、私は契丹語の五金を次のように考えている。

甲乙	丙丁	戊己	庚辛	壬癸
青銅 <small>アカガネ</small>	赤銅 <small>アカネ</small>	黃金 <small>コガネ</small>	白銀 <small>シロガネ</small>	黒鉄 <small>クロガネ</small>
錢 <small>ヨ</small>	錢 <small>タタ</small>	山 <small>ヤマ</small>	禾 <small>コトコ</small>	岐 <small>ハラツ</small>

註 山が金に当ることは大金皇帝行記の第一行第二字でわかる。

錦西墓誌の干支十八字中、独立のものは十二支獸、二字並列のものは五金と十二支獸の組合わせと見てよいが、単に十二支獸の修飾辞と見られる大の字（ウイグルの「吉祥の」や「光明の」などに比較される）があるからこれを区別すべきである。

§ 歳次と月建

錦西墓誌の干支を整理すると次のようになる。

五金	茶葉充戸 <small>タケノコヒタ</small>	四字
大	亥戌 <small>イキ</small>	二字
十二支獸	馬汝牟恭品羌 <small>マスモウコンピヤウ</small>	六字
I.	重熙廿三年は歲次甲午であるから馬は馬に當る。馬を馬の略字と考えても無理がなく倒せば牌子の馬とも結びつく。	
IV.	大安三年は丁卯であるから馬は兔である。	

VIIの十二月は月建が丑（正月を寅とするところから十二番目は丑）であり卯は牛である。呂は卯の異体同字で同じくVIIの某五大牛年はさきにあげた聖宗興宗道宗三代（大安五年を遡る一世紀間）に聖宗太平五年乙丑（一〇二五年）だけしかないからVIIの年号高介は太平に当ることがわかる。遼史によると太平五年十一月朔は己酉であるからその廿五日も癸酉となり、⑥⑦天荒⑧は大雞である。斧は恐らく女真字兵替和 ⑨coko 雞のもとになつた字であろう。

又月建表によると乙丑年十二月の月建は己丑で戌月は契丹語の黄金（戊己）牛月に当り戌は金である。

§ 女真文字よりの復元

既に判明した契丹隸字のうち漢字に起原し又は女真文字に影響を与えたと思われる字は多い。

契丹隸字は数字に於ても女眞文字に影響を与えた筈であるから女眞文字と比較してその釈読を試みることとする。

契丹	漢
隸字	字
一(①)	一
二(②)	二
三(③)	三
四(④)	四
五(⑤)	五
六(⑥)	六
七(⑦)	七
八(⑧)	八
九(⑨)	九
十(⑩)	十
廿(⑪)	廿
廿十(⑫)	廿十
廿廿(⑬)	廿廿

IVの丘を六とし本を四とすると大安三丁卯年の六月は月建丁未で朔は辛巳であるから、廿四是甲辰でその全文は次のように訳すことが出来る。

大安三兔年六月銅羊月廿四錫竜日

(丁)卯 丁未 甲辰

従つて祭亥月は赤銅（丙丁）羊月で壳葬日は青錫（甲乙）竜日と釈讀出来る。

五を八としたのは女真文字丸扱困 jakūn 八との類似からであり、又凡を九としたのも同じく女真文字丸兀也溫 uyun 九との類似から仮定したものであつて之を立証する材料は持合わせていない。そこで新たな資料が出るまで

Ⅲは采古三兆凡月十^廿日

大安三年九月十七日

Ⅷは采古三兆凡月廿^二日

大安三年八月廿四日

以上のように試訳して置く。

IIの采古が銅羊即ち丁未年であるとすれば大安三年（一〇八七年）を遡る最も近い丁未年は道宗の咸雍三年（一〇六七年）で、亥月は兔月即ち二月であるから、その月建は癸卯となり次のように訳することが出来る。葬は黒鉄（壬癸）である。

〔咸雍三〕銅羊年鉄兔月廿□日大馬日

丁未 癸卯 午

咸雍三年二月朔は遼史によると庚辰であるから、廿□日の采は廿七日丙午の七に当り、上に推定した廿の異体という結果となる。

咸雍の年号について闕万章はV、VIの笠石をそれに比定している。これを訳して見るところである。

V 壬戌(辛酉) 三月十五日

VI 壬戌(辛酉) 三月十五日
廿月十一日

咸雍三年 七月十一日

女真文字との比較により四と七の数字の同定は殆ど間違はあるまい。そこで

IVは大安三兔年（数千支）月廿四（干支）日である。

この場合某月は既知の一、二、三、四、五、七、十、十一、十二以外の数字即ち六、八、九の中のいずれかに当る筈である。六、八、九月の月建と朔により夫々の干支を調べると、八月月建と九月の日の干支には既知の雞が含まれており、IVにあらわれる契丹隸字干支と合致せず適當でないため某月即ち丘月は六月と決定しうる。

閻万章は丘月を三月と読み月建を甲辰としたがこゝにその正否を検べて見よう。

大安三年干支表

	月	月建	朔	廿四日
六	銅羊月		錫竈日	
	丁未	辛巳	甲辰	
八	金雞月		鉄蛇日	
己酉				癸巳
庚辰				

九 銀犬月

鉄雞日

庚戌

庚戌

癸酉

三 ※錫龍月

銅鼠日

註※閻説では木竜

甲辰

癸丑

丙子

閻万章の一九五七年論文〔文8〕にはIV采占三罕⁽⁶⁾鼎⁽⁷⁾丘⁽⁸⁾祭⁽⁹⁾亥⁽¹⁰⁾月廿本⁽¹¹⁾壳⁽¹²⁾癸⁽¹³⁾日の丘を三としこうのべてある。

『陳垣の二十史朔閏表をしらべると、大安三年の干支は丁卯であり、第四字は則ち「丁卯」の卯に相当することが解る。

契丹字の原義を考えるとまさに「兔」と訳すべきである。そして第七字と第八字は「三」と「月」の間にあり、私はきっと月建であろうと思う。知上京塙鐵副使鄭恪墓誌銘の末行に「維大安六年歲次庚午十月建丁亥壬辰朔二十四日」の記載があり、「十月建丁亥」から推定すると大安六年の正月は則ち甲寅をさし、これは中国の夏曆の月建と同じである。……夏曆月建表をしらべると丁卯年三月の月建は「甲辰」であり、第七字と第八字は「木竜」と訳すべきで、第八行から第九行までの紀年の訳文はこうである。

IV 大安三兔年三木竜月廿□□□日

又墓誌第五行の紀年はこうである。

II 売亥⁽¹⁴⁾鼎⁽¹⁵⁾丘⁽¹⁶⁾祭⁽¹⁷⁾亥⁽¹⁸⁾月廿女⁽¹⁹⁾天⁽²⁰⁾馬⁽²¹⁾日

木竜年□□月廿□□馬日

陳垣の二十史朔閏表をしらべると、墓誌の入墓年代から稍近いものは遼の道宗清寧十年（一〇六四年）の干支が甲辰であることを知り得る。墓誌中の木竜年はまさに清寧十年であろう。』

以上閻万章のいうように祭亦が木竜即ち私のいう錫竜（甲辰）年であれば、清寧十年二月の月建は丁卯であり、遼史によると二月朔は丁卯であるから廿日以降で馬の日は廿八日甲午があるだけである。従つて閻万章の説を補充するところである。

IV
辛酉(②)
大安 三 禿年 三錫竜月廿 四銅鼠 日
閻 大安 (丁)卯(②) 奔月廿 三木竜月廿(四火鼠) 丙子 日

II
辛亥(③)
木竜年 錫竜年 銅兔月廿 八大馬 日
閻 甲辰 (甲)午 奔月廿 女天馬(④) 日

甲辰 丁卯 (甲)午

IVの廿四日干支たる火鼠（即ち私のいう銅鼠）の火は充(①)で、IIの月建火兔（即ち私のいう銅兔）の火は禁(②)となつて全く別字である。そこで閻万章の説は「口」を「三」とした最初の出発点が誤っていたことがわかる。

§ 故太師銘石記の日付

故太師銘石記にも次の日付がある。

XII XI	壬戌 <small>(⑤)</small> 癸亥 <small>(⑥)</small> 癸丑 <small>(⑦)</small> 癸巳 <small>(⑧)</small> 癸未 <small>(⑨)</small> 癸酉 <small>(⑩)</small> 癸月	十一行
壬戌 <small>(⑤)</small> 癸亥 <small>(⑥)</small> 癸丑 <small>(⑦)</small> 癸巳 <small>(⑧)</small> 癸未 <small>(⑨)</small> 癸酉 <small>(⑩)</small> 癸月	十四行	

XIII XIV

壬戌 <small>(⑤)</small> 癸亥 <small>(⑥)</small> 癸丑 <small>(⑦)</small> 癸巳 <small>(⑧)</small> 癸未 <small>(⑨)</small> 癸酉 <small>(⑩)</small> 癸月	八行
壬戌 <small>(⑤)</small> 癸亥 <small>(⑥)</small> 癸丑 <small>(⑦)</small> 癸巳 <small>(⑧)</small> 癸未 <small>(⑨)</small> 癸酉 <small>(⑩)</small> 癸月	十四行

(元) 李紘はさきに説明した李紘の異体で統和であり、(元) 李汎は同じく李汎の異体で重熙である。

XI の辛は雞貞の異体と思われ、之を訛すると統和廿〇年雞月であるが庚は既に挙げた数字にあてはまらないので統和廿年（一〇〇一年）壬寅の虎に比定すべきであろう。

統和廿虎年〔八〕 雞月

(壬)寅 (己)酉

XIIは重熙廿五（一〇五六）□年十月廿一日で、歳次は丙申なので岸は猿であろうが、重熙には廿五年がなく実は清寧二年で

あり、恐らく清寧改元を知らなかつたものと思われる。

XIVの尖は漢字元で女真字尖はこれに基く。

重熙元年冬

XIIIの大安を大安と李文信は訳したが〔文3〕一〇五六年建碑の銘石記に三十年も後の 大安年号の記載があろう筈がなく疑

本
し

尖は読めないが亥卯を干支と見ると、十干に当る五金のうち錫銅金鉄は既に知られているので亥は白銀（庚辛）以外にな
く、銀牛年即ち辛丑年統和十九年（一〇〇一年）ではないかと考えられる。

故太師銘石記についてさきに稻葉博士が推定した契丹文字説は再び復活裏書きされた。之を一步前進せしめるべく企てた

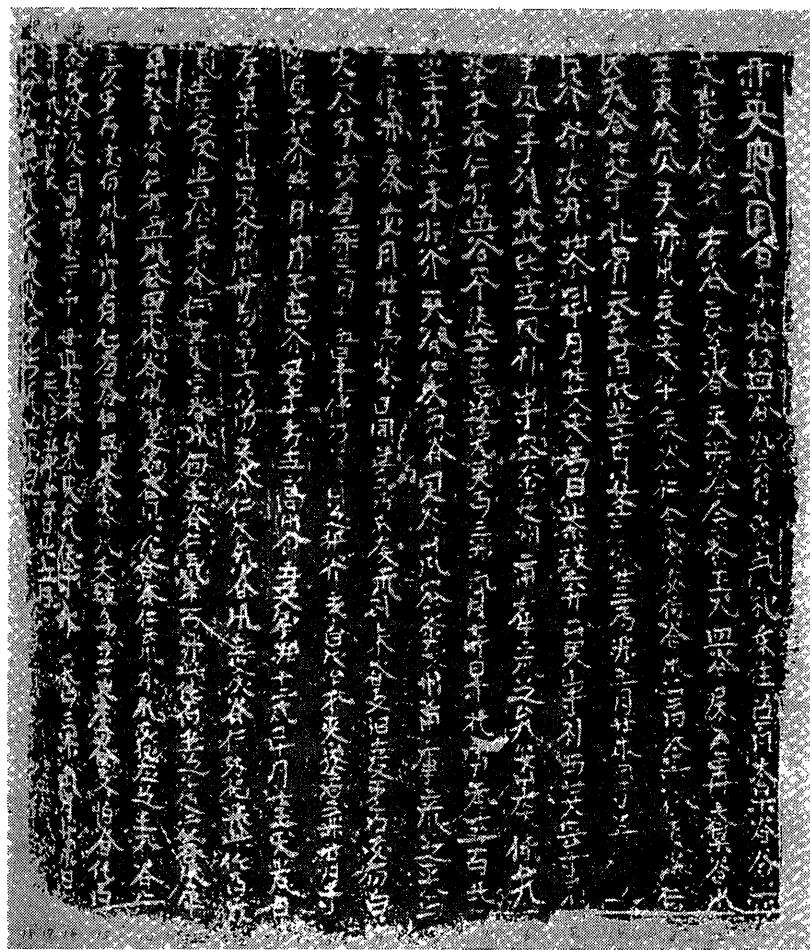
契丹語・女真語・漢語で夫々に読まれたものではないかと想像している(附録A・F参照)。尚将来中国における新たな考古資料の発見により一層完全な解説がなされることを期待するものである。

附錄

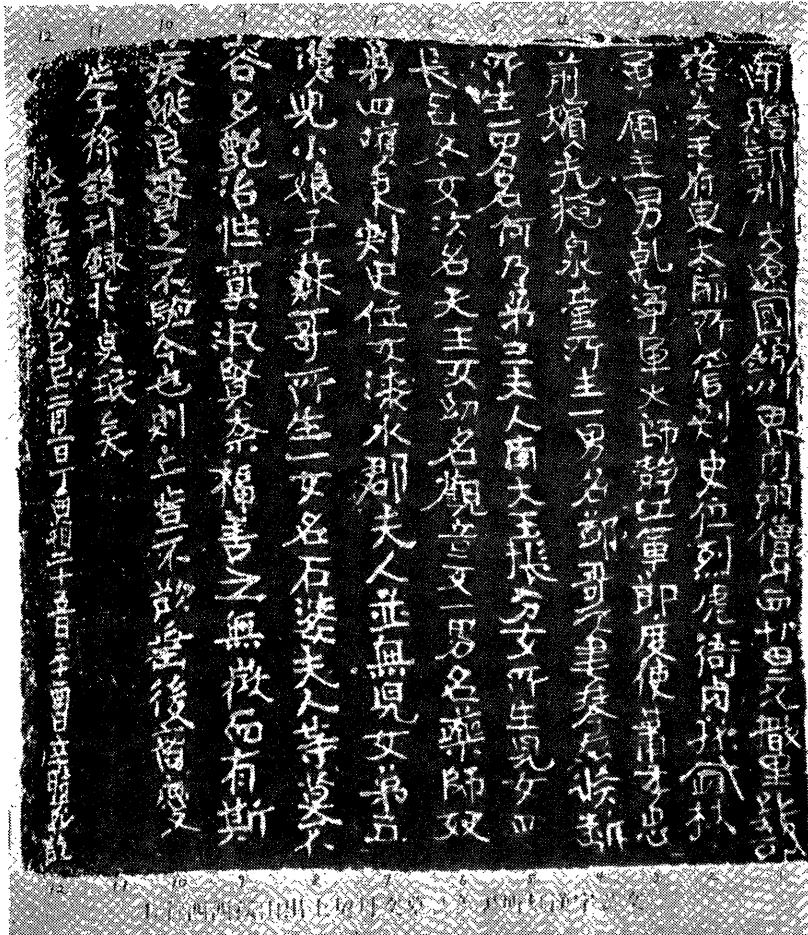
契丹隸字釵譜

V		IV		III		II		I	
訖	隸	漢	訖	隸	漢	訖	隸	漢	訖
口百	盜 ^③	咸 ^③ 雍	大安	灭 ^⑤	大安	大安	灭 ^⑥	大安	天熙
石 ^③			大安	占 ^⑦		大安	占 ^⑧		重熙
二	二		三	三		三	三		熙廿三
年	兆 ^⑨	年	兔	(丁)卯	年	兆 ^⑩	年	銅羊	年
兆 ^⑪	年	卯	年	卯	年	兆 ^⑫	年	羊	未年
三	三	六	九	九	九	元 ^⑬	九	馬	(甲)午年
月十五	月十五	銅羊	豆 ^⑭	丁未	月廿四	茶 ^⑮	月廿七	兆 ^⑯	午年
四	四	羊	茶 ^⑯	未	月廿四	茶 ^⑰	月廿七	兆 ^⑱	馬年
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
錫竇	壳榮日	甲辰日	大馬	天馬日	丙午日	天馬日	天馬日	天馬日	干支日

X	IX	VIII	VII	VI
訖 隸 漢	訖 隸 漢	訖 隸 漢	訖 隸 漢	訖 隸 漢
天 垂 統 廿	大 夾 宀 和 光 廿	大 夾 宀 安 口 二	高 口 介 太 平	口 百 𠂔 咸 雍
五 五	三 三	五 五	三 三	三 三
年 彖 年	年 彖 年	年 彖 年	年 彖 年	年 彖 年
五 五	十二 二	八 瓦 八	十二 二 戌 甲	七 廿 七
月 月	月 廿 五	月 廿 四	月 廿 五	月 十一
目 目	目 目	目 目	目 目	日 日



図版 1. 錦西契丹文墓誌（閻論文 8 より）



図版 2. 錦西漢文墓誌（閻論文 8 より）

年号数目	干支年数目	干支月数目	干支日
XI 漢 統和廿 二年	(壬)寅年	(己)酉月	辛丑年
XII 隸 垂統廿 五年	戊戌年	戊戌月	癸卯年
XIII 隸 垂滅元 年	庚午年	庚午月	甲辰年

B 錦西西孤山出土漢文墓誌

1 南贍部州大遼國錦州界內門僧山西竹里北撒里比部

2 落奚王府東太師所管刺史位烈虎衛內孫鐵林

3 軍廂主男乾寧軍大師靜江軍節度使蕭孝忠

4 前嬪光掩泉臺所生一男名鄭哥次妻琴君條越

5 所生一男名何乃第三夫人南大王帳分女所生兒女四

6 長名冬女次名天王女幼名觀音女一男名藥師奴

7 第四嬪東刺史位女漆水郡夫人並無兒女第五

8 漢兒小娘子蘇哥所生一女名石婆夫人等莫不

9 容多艷冶性實淑賢奈福善之無徵而有斯

10 疾縱良医之不驗今已則亡豈不欲垂後裔慶

11 延子孫誅刊錄於貞珉矣

12 大安五年歲次己巳十二月一日丁酉朔二十五日辛酉日辛時葬訖

C 錦西西孤山出土漢文墓誌試訛

① 南贍部洲 [Jambu dvipa] 大遼國錦州界內、門僧山の西竹里の北、撒里比部②落、奚王府東太師所管の刺史位、烈虎衛内の孫、鐵林③軍廂主の息子、乾寧軍太師、靜江軍節度使、蕭孝忠〔主人公名〕。

④ 先妻光掩泉台が生んだのは一男子で鄭哥と名付けた。次の妻琴君條越が⑤生んだのは一男子で何乃と名付けた。第三夫

人は南大王帳分の娘で、生んだのは四人の子女であるが、⑥長女は冬女と名付け、次女は天王女と名付けた。又一男子は薬師奴と名付けた。⑦第四夫人は東刺史位の娘漆水郡夫人で一人も子女がなかつた。第五夫人は⑧漢人の娘蘇哥であつて生んだのは一女子で石婆と名付けた。夫人達は⑨美人揃いで性質もまことに淑やかで賢明であつた。ところがなぜか福善のかいもなくしてこの⑩病気になり、良医に之をまかせても効験なく今やすでにみまかつたが、どうして慶福を子孫後裔にのこそうと欲しないことがあらうか！⑪そこで石碑に刻んで記録した。

⑫大安五年（一〇八九年）己巳十一月一日丁酉朔二十五日辛酉日辛時刻に葬り終えた。

D 契丹語の一接尾語

錦西の契丹文墓誌には日付が九つあつて、仔細にしらべるとその内五つが日付の次に寺という字を伴つてゐる。又義県清河門出土の墓誌銘（契丹綴字資料十五）の日付中尖鉢包寺冬艾丁戸^{清寧三年二月廿七日}故の日の字は戸と火の組合わせて出来ており、村山教授によると火は「…ニ」という与格の接尾語である。この語尾の契丹綴字は本文十頁の私の解説で、遼史の契丹語陶里^{トーリ}（翻字T^LYtaulai^兔）の第¹「原字火即ちL」であつて la と読めるが、蒙古文語で突兒 dur，若 da と云ふところを契丹語では la と讀むたものであるとか。契丹綴字の寺字が日の字の次に続くところを見ると、契丹綴字の火に等しくやはり la と読まれた可能性は強い。

E 夏曆月建表

紀元前後の数字は西暦紀元の最後の一桁の数を示す。羅振玉「鳴沙石室佚書」の敦煌出土陰陽書及び 藤内清「支那の天文学」昭一八、一八一・一〇三頁参照。

E 夏曆月建表

(閏表[文8]による)

契丹隸字考
豐田

紀年干支	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
子寅辰	丑卯巳	子寅辰	丑卯巳	子寅辰	丑卯巳	子寅辰	丑卯巳	子寅辰	丑卯巳	子寅辰
午申戌	未酉亥	午申戌	未酉亥	午申戌	未酉亥	午申戌	未酉亥	午申戌	未酉亥	午申戌
紀元	前7	6	5	4	3	2	1	0	9	8
後4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	
正月	丙寅	戊寅	庚寅	壬寅	甲寅	丙寅	戊寅	庚寅	壬寅	甲寅
二	丁卯	己卯	辛卯	癸卯	乙卯	丁卯	己卯	辛卯	癸卯	乙卯
三	戊辰	庚辰	壬辰	甲辰	丙辰	戊辰	庚辰	壬辰	甲辰	丙辰
四	己巳	辛巳	癸巳	乙巳	丁巳	己巳	辛巳	癸巳	乙巳	丁巳
五	庚午	壬午	甲午	丙午	戊午	庚午	壬午	甲午	丙午	戊午
六	辛未	癸未	乙未	丁未	己未	辛未	癸未	乙未	丁未	己未
七	壬申	甲申	丙申	戊申	庚申	壬申	甲申	丙申	戊申	庚申
八	癸酉	乙酉	丁酉	己酉	辛酉	癸酉	乙酉	丁酉	己酉	辛酉
九	甲戌	丙戌	戊戌	庚戌	壬戌	甲戌	丙戌	戊戌	庚戌	壬戌
十	乙亥	丁亥	己亥	辛亥	癸亥	乙亥	丁亥	己亥	辛亥	癸亥
十一	丙子	戊子	庚子	壬子	甲子	丙子	戊子	庚子	壬子	甲子
十二	丁丑	己丑	辛丑	癸丑	乙丑	丁丑	己丑	辛丑	癸丑	乙丑

字解 読（案）契丹語の代りに蒙古文語
女真語の代りに満洲語訳とした

干	支	月	数	目	干	支	日		
temür	taulai seleg gūlmahūn	sara	qorin	dörben			edür		
		biya	orin	duin			inenggi		
		sara	qorin	doloyan	yeke	morin	edür		
		biya	orin	nadan			inenggi		
		sara	arban	doloyan	amba	morin	edür		
		biya	juwan	nadan			inenggi		
		ſes	qonin	sara	qorin	dörben	toyolya	luu	edür
		sirin	honin	biya	orin	duin	toholon	muduri	inenggi
				sara	arban	tabun			edür
				biya	juwan	sunja			inenggi
altan	üker ihan	sara	arban	nigen			edür		
		biya	juwan	emu			inenggi		
		sara	qorin	tabun	yeke	takiya	edür		
		biya	orin	sunja			inenggi		
		sara	qorin	dörben			edür		
		biya	orin	duin			inenggi		
		sara	qorin	tabun			edür		
		biya	orin	sunja			inenggi		
		sara					edür		
		biya					inenggi		
ancun	takiya coko	sara							
		biya							
		sara	qorin	qoyer			edür		
		biya	orin	juwe			inenggi		
	ebül								
	tuweri								

F 契 丹 隸

	年号	数目	干支	年	数目	
契丹隸字考	I { 蒙古 滿洲 abka (熙)	tngri (熙) orin ilan	qorin yurban	morin	žil tabun aniya sunja	
豐田	II { 蒙古 滿洲 yeke amur	elhe	yurban ilan	žes sirin	qonin honin	žil aniya
	III { 蒙古 滿洲 amba elhe	yeke amur	yurban ilan			žil yisün aniya uyun
	IV { 蒙古 滿洲 amba elhe	yeke amur	yurban ilan		taulai	žil žiryuyan aniya ninggun
	V { 蒙古 滿洲 tanggū	(?) jayun	qoyar			žil yurban aniya ilan
	VI { 蒙古 滿洲 tanggū	(?) jayun	yurban ilan			žil doloyan aniya nadan
	VII { 蒙古 滿洲 öndör den	(?)	tabun sunja	yeke amba	üker ihan	žil arban aniya juwan qoyar juwe
	VIII { 蒙古 滿洲 amba	yeke amur	yurban ilan			žil naiman aniya jakün
	IX { 蒙古 滿洲 amba	yeke amur	tabun			žil arban aniya juwan qoyar juwe
	X { 蒙古 滿洲 abka	abka (統)	qorin orin	bars tasha	žil tabun aniya sunja	
	XI { 蒙古 滿洲 abka	tngri (統)	qorin	bečin	žil	
	XII { 蒙古 滿洲 abka	abka (熙)	orin	bonio	aniya	
	XIII { 蒙古 滿洲 (?)	tngri (熙)	qorin	üker	žil arban	
	XIV { 蒙古 滿洲 abka	(?)	tabun	ihan	aniya juwan	
	XV { 蒙古 滿洲 abka	(熙)	sunja	mönggün menggun	žil aniya	
	XVI { 蒙古 滿洲 abka	tngri (熙)	terigün		žil	
	XVII { 蒙古 滿洲 abka	(熙)	sucungga		aniya	

漢字	契丹綴字	翻字	契丹語	契丹隸字	蒙古文語	女真字	滿洲語	
竜	う	艾	L		魯	luu	ウ	muduri
蛇	ゐ	變			モヤイ	キ	meihe	
馬	の			馬	モリン	ノ	morin	
羊	お	朔	K Y	亥	ゴニン	オ	honin	
猿	く			岸	ベシン	ク	bonio	
雞	や	鷄	T K Y	荒	タキヤ	ヤ	coko	
犬	ま	尙	N K 挖掘(史)	馬	ノカイ	マ	indahūn	
猪	け	彘	KK	亥	ヤカイ	ケ	ulgiyan	
大	ふ	又		天	エケ	フ	amba	
安	こ			天	アムル	コ	elhe	
重	天	父		天	トングリ	エ	abka	
熙	え	父		天	()	エ	()	
熙	て	父		天	()	テ	()	
統	あ	山		天	()	ア	()	
和				天	()	ア	()	
咸	さ			天	()	サ	()	
雍	き			天	()	キ	()	
百				石	ヤウン	石	tanggū	
太				高	ONDÖR	ユ	den	
高	ゆ			高	()	メ	()	
平	め			介	()	ミ	()	
?	み			介	()	シ	()	
元	し	歛		火	TERIGÜN	火	sucungga	
冬	ゑ	卉		冬	EBÜL	エ	tuweri	

G 契丹訳語表 (史志) 遼契丹國志

契丹 隸字 考 豐田	漢字	契丹綴字	翻字	契丹語	契丹隸字	蒙古文語	女真字	滿洲語
一	い	毛	K	迺 (志)	①	nigen	イ	emu
二	ろ	そ		喝 (志)	②	qoyar	ロ	juwe
三	は	包			③	yurban	ハ	ilan
四	に	宅			④	dörben	ニ	duin
五	ほ	討	(史)		⑤	tabun	ホ	sunja
六	へ	里	畫	里昏 (志)	⑥	žiruyan	ヘ	ninggun
七	と	戸			⑦	doloyan	ト	nadan
八	ち	至			⑧	naiman	チ	jakūn
九	り	心	(志)	(史)	⑨	yisün	リ	uyun
十	ぬ	原	文	必	⑩	arban	ヌ	juwan
廿	る	丸	心	(志)	⑪	qorin	ル	orin
年	を	才	J		⑫	žil	ヲ	aniya
月	わ	女	S	賽	⑬	sara	ワ	biya
日	か	天	R	離	⑭	edür	カ	inenggi
錫	よ	天		咿	⑮	toyolya	ヨ	toholon
甲	た	雙		呢	⑯	jes	タ	sirin
乙	た	雙		(史)	⑰	altan	レ	ancun
銅	れ	雙	T		⑱	mönggün	ソ	menggun
丙	れ	山			⑲	temür	ツ	sele
金	そ	永			⑳	quluyana	ネ	singgeri
丁	つ	頃			㉑	üker	ナ	ihan
戊	ね	炳	K		㉒	bars	中	
己	な	杏			㉓	taulai	米	
庚	ら	爨	T	淘裏	㉔		ラ	tasha
辛	む	鬻	L	陶里	㉕		ム	gūlmahūn
壬			Y	(志)				
癸				(史)				